

福島県行政書士会研修規則

（目 的）

第1条 この規則は、行政書士法第13条の2及び福島県行政書士会会則（以下「会則」という。）第4条第1項第四号、第48条の2並びに第48条の3に掲げる研修に関する施策の実施を通じて、行政書士の資質の向上を図り、行政書士制度の発展に寄与することを目的とする。

（研修施策の種別及び研修の内容）

第2条 福島県行政書士会（以下「本会」という。）が行う研修は、次に掲げるものとし、研修内容は日本行政書士会連合会中央研修所規則に準ずるものとする。

- 一 倫理研修 全会員を対象とする研修
- 二 新入会員研修 新入会員を対象とする研修
- 三 業務研修 行政書士の業務能力担保を目的とした研修施策（法定業務研修、伝達研修、申請取次関係研修により構成）
- 四 政策研修 本会の政策実現を目的とした研修施策（司法研修、ADR手続実施者研修、知的財産権研修により構成）
- 五 その他目的を達成するために必要な研修

（研修の受講）

第3条 会員は、日行連が行う一般倫理研修とは別に前条第一号に掲げる本会が実施する倫理研修を受けるよう努めなければならない。

2 新入会員は、特段の事由がある場合を除き、新入会員研修を受けなければならない。

3 会員は、前条第三号から第五号までに掲げる研修を受けるよう努めなければならない。

（研修の事務及び組織）

第4条 企画開発部は、福島県行政書士会会則施行規則（以下「施行規則」という。）第19条第三号オ及びカの規定により、次に掲げる事務を所掌する。ただし、第2条第一号及び第二号に規定する研修に関する事務については、施行規則第19条第一号ア及びイの規定により総務部が所掌する。

- 一 研修事業の立案及び実施
- 二 研修に関する講師の依頼
- 三 その他目的を達成するために必要な事項

2 前項の事務を執行するために、研修委員会（以下「委員会」という。）を設けることができる。

（委員会）

第5条 委員会は、7人以内の委員で組織する。

2 委員は、総務部及び企画開発部から各1人以上選任する。

3 委員は、会員の中から理事会に諮り、会長が委嘱する。

4 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 5 委員長及び副委員長は、委員による互選とする。
- 6 委員長は会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、委嘱した会長の任期と同一とする。

（委員会の会議及び認定）

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議を開催したときは、その結果を企画開発部長に報告する。
- 3 委員会は、各支部主催の研修会について、各支部からの申請により単位認定することができる。
- 4 委員会は、日本行政書士会連合会、日本行政書士会連合会東北地方協議会及び他の行政書士会主催の研修会について、受講者本人からの申請により、単位認定することができる。

（単位の基準）

第8条 単位の基準は、原則として90分を1単位とする。

（会 計）

第9条 研修事業及び事務処理に必要な経費は、本会の予算等をもってあてる。

（細 則）

第10条 本会は、別紙1により、研修記録簿を作成し必要事項を記入して、会員が退会するまで保存する。

第11条 会員の研修受講歴は公表することができる。

第12条 会長が認めた場合は、補助者の受講を認めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月21日から施行する。

（福島県行政書士会研修規程の廃止）

- 2 福島県行政書士会研修規程（平成17年3月24日施行）は、廃止する。

（福島県行政書士会研修規程細則の廃止）

- 3 福島県行政書士会研修規程細則（平成17年3月24日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 4月19日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 5年 4月17日から施行する。

研修記録簿

[illegible]